

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により農地中間管理機構の事業の特例に関する規程の変更を承認したので、同条第2項において準用する第8条第4項の規定により公告する。

令和6年12月3日

静岡県知事 鈴木康友

事業規程を定めた 農地中間管理機構の名称	承認年月日	承認に係る事業の種類
公益社団法人 静岡県農業振興公社	令和6年11月27日	1 農地売買等事業 （法第7条第1号に掲げる事業） 2 農地売渡信託等事業 （法第7条第2号に掲げる事業） 3 農地所有適格法人出資育成事業 （法第7条第3号に掲げる事業） 4 研修等事業 （法第7条第4号に掲げる事業）